

沖縄振興審議会運営規則 改正案

沖縄振興審議会運営規則

(平成一四年六月三日沖縄振興審議会決定)

沖縄振興審議会令(平成一四年政令第一一九号)第七条の規定に基づき、沖縄振興審議会運営規則を次のように定める。

(会議の招集)

第1条 沖縄振興審議会(以下「審議会」という。)の招集は、会議の議題、日時及び場所を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の議事)

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 2 **会議は、原則として公開とする。ただし、特段の理由がある場合には、理由を明示して、会議を非公開とすることができる。**

(部会)

第3条 審議会に総合部会を置く。

2 総合部会は、審議会において付託された事項について、調査審議する。
 3 前項の規定により総合部会に付託された事項のうちあらかじめ審議会の了解を得たものについては、会長の同意を得て、総合部会の調査審議結果を審議会の調査審議結果とすることができる。
 4 会長は、前項の同意をした調査審議結果を同意後最初の審議会に報告しなければならない。

(会議の議事)

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 2 会議は非公開とする。ただし、会長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(部会)

第3条 審議会に総合部会を置く。

2 総合部会は、審議会において付託された事項について、調査審議する。
 3 前項の規定により総合部会に付託された事項のうちあらかじめ審議会の了解を得たものについては、会長の同意を得て、総合部会の調査審議結果を審議会の調査審議結果とすることができる。
 4 会長は、前項の同意をした調査審議結果を同意後最初の審議会に報告しなければならない。

			5 総合部会は、沖縄の振興に関する議題事項についても、審議会にて対し意見を申し出ることができる。
		(意見等の聴取)	
第4条	会長は、必要があると認めたときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	2	総合部会の部会長は、部会に属する委員及び専門委員以外の者を部会に出席させて意見を述べ、又は説明をさせることができる。
(幹事会)			
第5条	幹事会は、内閣府政策統括官（沖縄担当）である幹事が招集する。	2	総合部会の部会長は、部会に属する委員及び専門委員以外の者を部会に出席させて意見を述べ、又は説明をさせることができる。
(幹事会)			
第5条	幹事会は、内閣府政策統括官（沖縄担当）である幹事が招集する。	2	総合部会の議事は、内閣府政策統括官（沖縄担当）である幹事がつかれる。
(雑則)			
第6条	この規則に定めるものほか、審議会の運営に関する事項は、会長が定める。	2	幹事会の議事は、内閣府政策統括官（沖縄担当）である幹事がつかれる。
(雑則)			
第6条	この規則に定めるものほか、審議会の運営に関する事項は、会長が定める。		